

南相馬市水道事業経営戦略

【改定版】

(令和7年度～令和16年度)



令和8年3月

南相馬市建設部水道課

目次

第1章 経営戦略策定の趣旨	1
1 経営戦略策定の目的	1
2 改定の趣旨	1
3 経営戦略策定の概要	2
4 対象事業	3
5 計画期間	3
第2章 水道事業の概要	4
1 事業概要	4
（1）原町水道事業	5
（2）小高簡易水道事業	5
2 施設の状況	6
（1）原町水道事業	6
（2）小高簡易水道事業	7
3 組織の状況	8
4 水道料金体系	9
5 これまでの主な経営健全化の取組状況	10
6 取り巻く環境変化	11
第3章 経営状況	13
1 経営比較分析表を使った現状分析	13
（1）経営指標による個別評価	13
（2）経営指標による総合評価	16
2 料金収入の状況	17
3 企業債の状況	17
4 一般会計繰入金の状況	19
5 原子力損害賠償金の受入状況	20
6 経営状況【要旨】	21
第4章 将来の事業環境予測	22

1 行政区域内人口及び給水人口の予測	22
2 有収水量の予測	24
3 料金収入の見通し	25
4 施設の見通し	26
(1) 施設の健全性	26
(2) 施設の更新需要	27
5 組織の見直し	28
6 将来の事業環境【要旨】	28

第5章 経営の基本方針

1 経営課題の整理	29
2 南相馬市第三次総合計画と現行の事業計画との関係	29
3 基本方針	30
4 経営健全化・効率化の取組	32

第6章 投資・財政計画（収支計画）

1 水道事業会計の構造	33
2 主な投資費用及び財源（資本的収支）の試算における考え方	34
(1) 投資費用	34
(2) 投資財源	35
3 投資以外の主な経費及び財源（収益的収支）の試算における考え方	35
(1) 営業費用	35
(2) 営業外費用	35
(3) 営業収益	36
(4) 営業外収益	36
(5) 特別利益	36
4 財政シミュレーション	37
(1) 経営や料金に関する原則	37
(2) 着眼点と評価指標	38
(3) パターン設定	38
(4) 財政シミュレーション結果	39
5 主な経営指標等の見通し	40
(1) 水道料金収入	40
(2) 料金回収率	40
(3) 経常収支比率	41
(4) 資金残高・建設改良費・企業債残高	41

6 料金回収率向上に向けたロードマップ	43
---------------------	----

第7章 経営戦略の事後検証及び更新方法	44
----------------------------	-----------

巻末資料

投資・財政計画（収支計画）

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略策定の目的

水道は、住民が生活する上で必要不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担っている施設です。

南相馬市では、平成18年1月の旧原町市、旧小高町及び旧鹿島町の1市2町の合併に伴い、それまでそれぞれで保有していた、旧原町市水道事業(上水道1事業)と旧小高町水道事業(上水道1事業、村上・浦尻・小高北部・小高西部簡易水道4事業)を引き継ぎました。なお、旧鹿島町は、市町合併以前から相馬地方広域水道企業団の給水区域となっています。現在、本市では、原町水道事業(上水道/昭和37年10月供用開始 旧原町市水道事業)、小高簡易水道事業(簡易水道/昭和43年9月供用開始 旧小高町水道事業)の2事業を管理運営しています。

市町合併後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波被害を受け、一部区域の水道施設流失など壊滅的な被害を受けました。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により、小高区が避難指示区域に指定されるなど、本市を取り巻く環境は大きく様変わりしました。

また、少子高齢化に伴う人口の減少や水利用形態の変化などにより、水道料金収入の減少が懸念される一方で、施設の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれます。

こうした状況を踏まえ、本市の水道事業が将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に供給していくことができるよう、平成29年3月に「南相馬市原町水道事業経営戦略」、平成30年3月に「南相馬市小高水道事業経営戦略」を、それぞれ策定しました。

そうした中、「新経済・財政再生計画改革工程表2021 令和3年12月23日経済財政諮問会議決定」において、令和7年度までの経営戦略改定の要請がなされ、「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月総務省)」も新たに示されました。

この度、経営戦略を改定し、南相馬市水道事業を安定的に運営できるよう、経営の健全化及び、事業の更なる経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図っていきます。

2 改定の趣旨

平成29年、平成30年に本市水道事業の経営戦略を策定して以降、新型コロナウイルスの流行や、今般の物価高騰、エネルギー価格高騰などの影響により、現行の経営戦略に定める投資財政計画と実態に乖離が生じてきている状況にあります。

今回改定する経営戦略では、こうした状況の変化に対し、今後も持続可能な健全経営を行っていけるよう、収益力の強化を図るとともに、支出の抑制を図るなど、健全経営の視点で改定するものです。

3 経営戦略策定の概要

経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、事業の現状把握・分析を行い、将来の需要予測を踏まえた、今後必要となる投資（支出額）の見通しに対し、財源（収入源）見通しを比較し、計画期間内の収支均衡（収支ギャップの解消）を目指すものであり、計画期間は10年間以上が基本とされています。

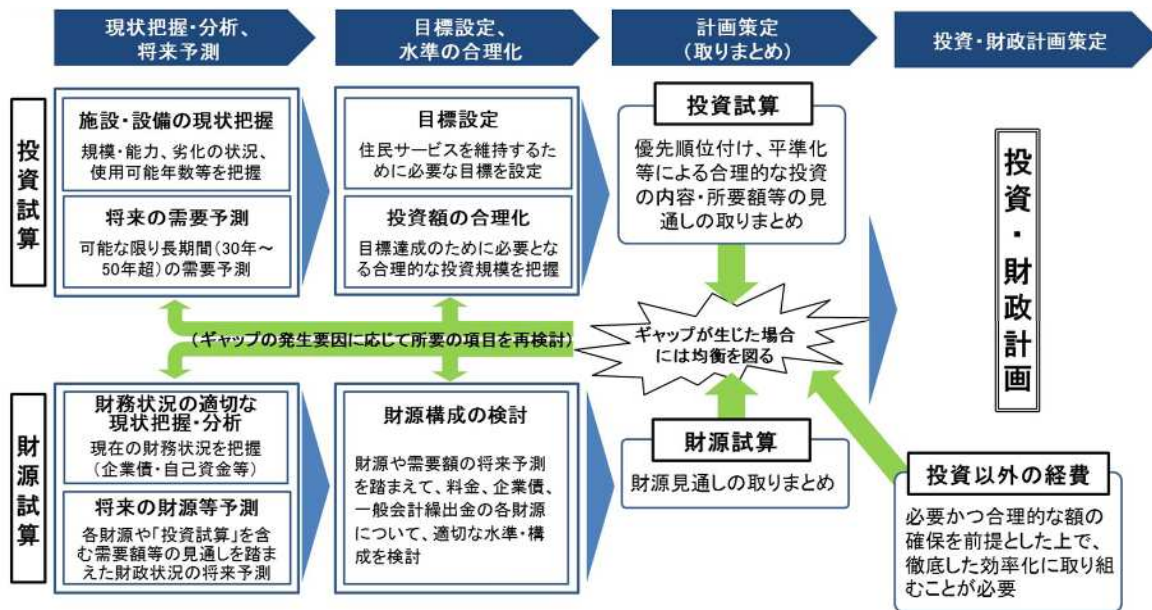


図 1-1 経営戦略策定プロセス

4 対象事業

総務省が公表している「経営戦略策定・改定ガイドライン（平成31年3月総務省）」では、経営戦略は、特別会計ごとの策定が基本とされていることから、本経営戦略において対象となる事業は、「南相馬市水道事業会計」内で管理される原町水道事業、小高簡易水道事業とします。

表 1-1 対象事業

会計名	対象事業
南相馬市水道事業会計	原町水道事業
	小高簡易水道事業

5 計画期間

経営戦略は、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むため、計画期間10年間以上が基本とされています。そこで、平成29年3月及び平成30年3月に策定した経営戦略の計画期間を見直し、新たに令和7年度から令和16年度の10年間を本経営戦略の計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や国の制度改正など、事業経営に大きな影響を及ぼす事象が生じた場合においては、必要に応じて適宜経営戦略の内容の見直しを行います。

南相馬市水道事業経営戦略(改定版) 計画期間：令和7年度から令和16年度

年度 計画名称	H28 2018	H29 2019	H30 2020	R1 2021	R2 2022	R3 2023	R4 2024	R5 2025	R6 2026	R7 2027	R8 2028	R9 2029	R10 2030	R11 2031	R12 2032	R13 2033	R14 2034	R15 2035	R16 2036
市上位計画																			
南相馬市第三次総合計画																			
水道経営計画																			
アセットマネジメント	平成28～令和37年度																		
	40年間の長期見通し(試算)																		
水道ビジョン																			
経営戦略(当初)																			
経営戦略(今回改定)																			

図 1-2 計画期間

第2章 水道事業の概要

1 事業概要

本市の水道事業は、安全・安心な水道水の供給を目的として、原町区を対象とした計画給水人口 5,001 人以上の上水道事業に該当する「原町水道事業」と、小高区を対象とした計画給水人口 5,000 人以下の簡易水道事業に該当する「小高簡易水道事業」の 2 つの事業を運営しています。

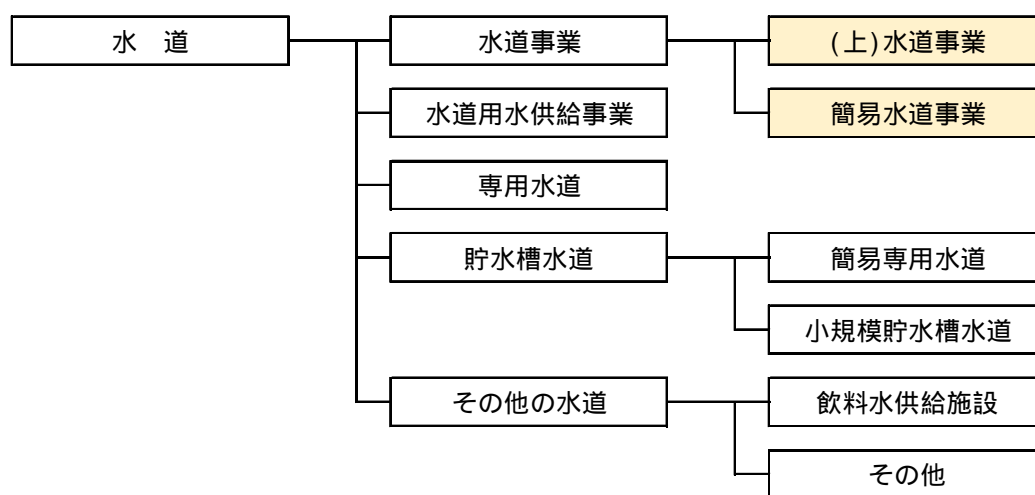


図 2-1 水道の種類

原町水道事業では、平成 30 年度より浄水方法の変更を行い、その際に計画給水人口の変更を行いました。現在給水人口は、計画給水人口を上回りながら減少傾向で推移しています。

小高簡易水道事業では令和 2 年度より小高区内の水道事業統合に伴う認可取得を行い、大幅に計画給水人口を縮小しました。近年の傾向としては、震災の影響により減少していた小高区の人口が帰還により計画給水人口に近づきつつある状況です。全体では、給水人口はやや減少傾向にあります。

表 2-1 給水人口の推移

項目・年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	備考
計画給水人口	原町(人)	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	36,400	H30認可取得値
	小高(人)	9,424	9,424	3,100	3,100	3,100	3,100	R2認可取得値
	全体(人)	45,824	45,824	39,500	39,500	39,500	39,500	
現在給水人口	原町(人)	37,957	37,923	37,899	37,678	37,517	37,485	
	小高(人)	2,371	2,461	2,519	2,500	2,518	2,511	
	全体(人)	40,328	40,384	40,418	40,178	40,035	39,996	
計画に対する 実際の 給水人口割合	原町(%)	104.3	104.2	104.1	103.5	103.1	103.0	
	小高(%)	25.2	26.1	81.3	80.6	81.2	81.0	
	全体(%)	88.0	88.1	102.3	101.7	101.4	101.3	

(1) 原町水道事業

原町区の水道は、原町中部水道事業（上水道）として昭和 37 年に供用を開始し、平成 5 年に第 4 次拡張事業として、それまで原町区に存在した 3 水道事業の統合認可を取得した際に原町水道事業として事業名称を変更しました。

その後、平成 20 年 3 月にクリプトスポリジウム対策を目的とした浄水方法の変更、平成 29 年 3 月に井戸の老朽化や地下水位の低下等により、取水可能量が低下したことから新たな水源の確保と既設水源の移設を行いました。

現在は、計画給水人口 36,400 人、計画 1 日最大給水量 17,200 m³として運営しています。水道事業の概要を表 2-2 に示します。

表 2-2 原町水道事業の概要

事業	供用開始年月	計画1日 最大給水量	計画給水人口
原町水道事業	昭和37年10月	17,200m ³ /日	36,400人

(2) 小高簡易水道事業

小高区の水道は、小高水道事業（上水道）として昭和 43 年に供用を開始し、その後、水道事業の効率化、経営健全化を図るため、令和 2 年 3 月の統合認可により、同区内に存在した小高北部・小高西部簡易水道事業を統合し、給水区域の拡張を行いました。なお、認可変更の際に給水人口の関係から、事業形態は上水道事業から簡易水道事業へ変更となりました。また、同区内に存在した村上・浦尻簡易水道については、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により壊滅的な被害を受け、給水不能となったため平成 30 年 3 月に事業を廃止しています。

現在は、計画給水人口 3,100 人、計画 1 日最大給水量 2,130 m³として運営しています。水道事業の概要を表 2-3 に示します。

表 2-3 小高簡易水道事業の概要

事業	供用開始年月	計画1日 最大給水量	計画給水人口
小高簡易水道事業	昭和43年9月	2,130m ³ /日	3,100人

2 施設の状況

(1) 原町水道事業

原町水道事業の施設概要を表 2-4 に示します。また、主要施設の概要を表 2-5 に示します。原町水道事業では、牛越浄水場系、大谷浄水場系、矢川原浄水場系に分かれています。

表 2-4 原町水道事業の施設概要

施設	種別	施設数・能力	備考
水源概要	地下水	20,390m ³ /日	
浄水場概要	急速ろ過方式	3力所	
配水池等概要	RC造・PC造・高架水槽	6力所	
	配水能力	17,200m ³ /日	
	配水量実績	13,160m ³ /日	R5年度実績
	施設利用率	76.51%	R5年度実績

R5年度末時点

表 2-5 原町水道事業の主要施設概要

系統	施設区分	方式・名称	形状・容量	備考
牛越浄水場系	水源施設	深井戸	4井 取水ポンプ	
		浅井戸	4井 取水ポンプ	
	浄水施設	急速ろ過方式	圧力式ろ過機 3機	除鉄・除マンガン装置
	配水施設	牛越配水池	RC造・PC造 4,590m ³	
		場内配水池	RC造 2,240m ³	
大谷浄水場系	水源施設	浅井戸	4井 取水ポンプ	
	浄水施設	急速ろ過方式	急速ろ過池	高速凝集沈殿池
	配水施設	大谷配水池	PC造 5,000m ³	
		高倉配水池	PC造 1,300m ³	
矢川原浄水場系	水源施設	浅井戸	1井 取水ポンプ	
	浄水施設	-	PH調整設備	
	配水施設	矢川原配水池	RC造 922m ³	
		馬事公苑高架タンク	高架水槽 20m ³	

R5年度末時点

(2) 小高簡易水道事業

小高簡易水道事業の施設概要を表 2-6 に示します。また、主要施設の概要を表 2-7 に示します。小高簡易水道事業では、小高第 2 浄水場系、小高北部浄水場系、小高西部浄水場系に分かれています。

表 2-6 小高簡易水道事業の施設概要

施設	種別	施設数・能力	備考
水源概要	地下水	2,520m ³ /日	
浄水場概要	急速ろ過方式	3カ所	
配水池概要	RC造・PC造・SUS造	8カ所	
	配水能力	5,066m ³ /日	
	配水量実績	1,130m ³ /日	R5年度実績
	施設利用率	22.31%	R5年度実績

R5年度末時点

表 2-7 小高簡易水道事業の主要施設概要

系統	施設区分	方式・名称	形状・容量	備考
小高第2浄水場系	水源施設	深井戸	2井 取水ポンプ	
	浄水施設	急速ろ過方式	圧力式ろ過機 3機	除鉄・除マンガン装置
	配水施設	第1配水池	RC造 800m ³	
		第2配水池	PC造 1,200m ³	
第3配水池		RC造 235m ³		
小高北部浄水場系	水源施設	深井戸	1井 取水ポンプ	
	浄水施設	急速ろ過方式	圧力式ろ過機 2機	除鉄・除マンガン装置
	配水施設	第1配水池	RC造 430m ³	
		第2配水池	SUS造 109m ³	
小高西部浄水場系	水源施設	深井戸	1井 取水ポンプ	
	浄水施設	急速ろ過方式	圧力式ろ過機 2機	除鉄・除マンガン装置
	配水施設	第1配水池	RC造 98m ³	
		第2配水池	RC造 288m ³	
第3配水池		SUS造 125m ³		

R5年度末時点

3 組織の状況

本市は、市長が水道事業管理者の職務を行っており、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するため、建設部内部に水道課が設置されています。水道課内は3つの係で構成されており、令和5年度時点において課内17名が水道事業に関連する職務に従事しています。また、水道課では、水道事業と共に工業用水道事業に関する事務も行っています。

表 2-8 水道課事務分掌内容

部・課	係	分掌事務
建設部 水道課 課長 (1名)	総務係 (5名)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業の総合企画並びに調整に関する事。 ・職員の任免、分限及び懲戒に関する事。 ・職員の給与、服務及び福利厚生に関する事。 ・財政計画及び財務報告に関する事。 ・予算及び決算に関する事。 ・収入及び支出命令に関する事。 ・現金及び有価証券の出納保管に関する事。 ・出納取扱金融機関等に関する事。 ・物品の購入及び出納保管に関する事。 ・資産の取得、管理及び処分に関する事。 ・契約に関する事。 ・水道料金、下水道使用料、工業用水道料金及び手数料その他諸収入の調定及び徴収に関する事。 ・使用水量の検針及び認定に関する事。 ・量水器の購入及び管理に関する事。 ・滞納整理及び停水処分に関する事。 ・水管理施設等の調整に関する事。 ・相馬地方広域水道企業団との総合調整に関する事。 ・課内の庶務に関する事。
	工務係 (6名)	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設、簡易水道施設及び工業用水道施設の拡張計画並びに事業の認可に関する事。 ・水道施設等工事の設計並びに施工に関する事。 ・指定給水装置工事に関する事。 ・送配水管、消火栓等の維持管理に関する事。
	施設係 (5名)	<ul style="list-style-type: none"> ・取水、浄水及び配水に関する事。 ・水源池、浄水場及び配水池の維持管理に関する事。 ・水道検査に関する事。 ・工業用水道施設の維持管理に関する事。

4 水道料金体系

本市の水道事業における水道料金体系は、使用する用途区分に限定することなく、使用する水道メーター口径の大小により負担の格差を設けた「口径別料金体系」を適用しています。

この口径別料金体系は、水道メーターの口径の大小により流量が相違するため、使用水量に合わせサービスの価値を配分するもので、小口径の生活用水等の低廉化を図ることを目的とし導入され、口径別に、基本料金と従量料金を設定した二部料金制となっています。

現在、原町水道区域、小高区旧上水道区域、小高区旧簡易水道区域の3料金表が設定されています。なお、原町水道区域における水道料金は、平成30年12月に平均改定率5.0%の改定を行っています。

表 2-9 水道料金体系

口径	原町水道事業 水道料金（月/税抜）								
	基本水量	基本料金	従量料金（1 ^m あたり）						
			1～10 ^m	11～20 ^m	21～50 ^m	51～100 ^m	101～200 ^m	200 ^m ～	
13mm	5 ^m	1,090 円	1～5 ^m 基本料金に 含む	6～10 ^m 85 円	156 円	218 円	247 円	304 円	332 円
20mm		2,180 円							
25mm	-	2,940 円							
30mm	-	4,180 円							
40mm	-	7,500 円							
50mm	-	11,680 円							
75mm	-	26,600 円							
口径	小高簡易水道事業(旧上水道) 水道料金（月/税抜）								
	基本水量	基本料金	従量料金（1 ^m あたり）						
			1～10 ^m	11～20 ^m	21～50 ^m	51～100 ^m	101～200 ^m	200 ^m ～	
13mm	5 ^m	1,687 円	1～5 ^m 基本料金に 含む	6～10 ^m 88 円	200 円	208 円	210 円	230 円	250 円
20mm		1,757 円							
25mm	-	2,100 円	86 円	140 円	170 円	198 円	215 円	220 円	
30mm	-	3,350 円							
40mm	-	5,000 円							
50mm	-	6,000 円							
75mm	-	28,000 円							
100mm	-	32,000 円							
口径	小高簡易水道事業(旧簡易水道) 水道料金（月/税抜）								
	基本水量	基本料金	従量料金（1 ^m あたり）						
			1～10 ^m	11～20 ^m	21～50 ^m	51～100 ^m	101～200 ^m	200 ^m ～	
13mm	5 ^m	1,665 円	1～5 ^m 基本料金に 含む	6～10 ^m 83 円	195 円	198 円	200 円	201 円	220 円
20mm		1,735 円							
25mm	-	1,750 円							
30mm	-	2,550 円							
40mm	-	5,600 円							
50mm	-	6,000 円							
75mm	-	28,000 円							
100mm	-	32,000 円							

5 これまでの主な経営健全化の取組状況

本市では、「南相馬市第三次総合計画前期基本計画」における水道の主な取組として、「老朽化した水道施設の更新及び耐震化」、「配水管の新設」、「未給水区域の飲用井戸等整備への支援」を掲げています。

南相馬市総合計画の着実な推進と将来に向けた行財政運営の健全化に資するため、近年、下記の重点項目・主要事業に取り組んできました。また、民間活力の活用として、水道料金徴収等業務を複数年契約で包括委託を行っており、事務の効率化を図っています。

また、簡易水道事業と水道事業の会計事務統合による財政基盤強化にも取り組んでいます。

水道水の安定的な供給を図るため、老朽化した水道施設の更新を推進

- ・ 原水設備事業 ・ ・ ・ ・ ・ 水源外電気計装設備更新、小高西部浄水場送水流量計更新 ほか
- ・ 経年管更新等事業 ・ ・ ・ ・ ・ 橋梁添架管更新設計、配水管布設替工事 ほか

地震に強い強靱な施設整備を図るため、水道施設の耐震化を拡充して実施

- ・ 配水施設耐震化事業 ・ ・ ・ ・ ・ 管路耐震化計画、管路耐震化工事 ほか
- ・ 石綿管更新事業 ・ ・ ・ ・ ・ 石綿セメント管更新工事

未給水区域等の飲料水を確保するため、配水管の布設を推進

- ・ 配水管布設事業 ・ ・ ・ ・ ・ 原町区配水管網構築工事、応急給水栓設置工事 ほか
- ・ 配水整備事業 ・ ・ ・ ・ ・ 小高区配水管布設工事

中長期的な経営の基本方針である「経営戦略」や、上位計画である「南相馬市水道ビジョン」に基づく効率的財政運営や事業経営の推進

- ・ 経営比較分析指標管理 ・ ・ ・ ・ ・ 決算時における経常収支比率等の確認
- ・ 水道料金検証 ・ ・ ・ ・ ・ 水道料金算定要領に基づく水道料金水準の検証 ほか

民間活力の活用

- ・ 水道料金徴収等業務を複数年契約により包括的に民間管理会社に委託
- ・ その他の調査・計画・設計・施工を必要に応じて個別発注にて民間業者へ委託

会計事務統合による財政基盤強化（抜本的な改革の取組）

- ・ 国からの「公営企業会計の適用の更なる推進について（平成31年1月総務省）」に基づき、令和2年4月より簡易水道事業に地方公営企業法を適用し、併せて水道事業との会計事務統合を実施

6 取り巻く環境変化

施設老朽化の進行

本市が保有する水道施設の取得実績として、固定資産台帳の帳簿価格を建設物価デフレーターにより現在価値換算した金額を図 2-2、図 2-3 に整理しました。

原町水道事業は、昭和 37 年に供用開始し、昭和 58 年度、平成 11 年度に大規模な資産取得を行い、近年は災害復旧や経年管更新事業、牛越浄水場系の整備などを中心に施設投資を行っています。小高簡易水道事業においては、平成 7 年度が最も資産取得を行っており、小高第 2 浄水場や第 2 配水池が該当します。

水道施設の代表的な耐用年数は水道管で 40 年、配水池などの土木構造物で 60 年とされており、今後 10 年間ににおいては昭和 58 年度頃取得した資産が一斉に更新期を迎えるなど施設の老朽化が進行しています。

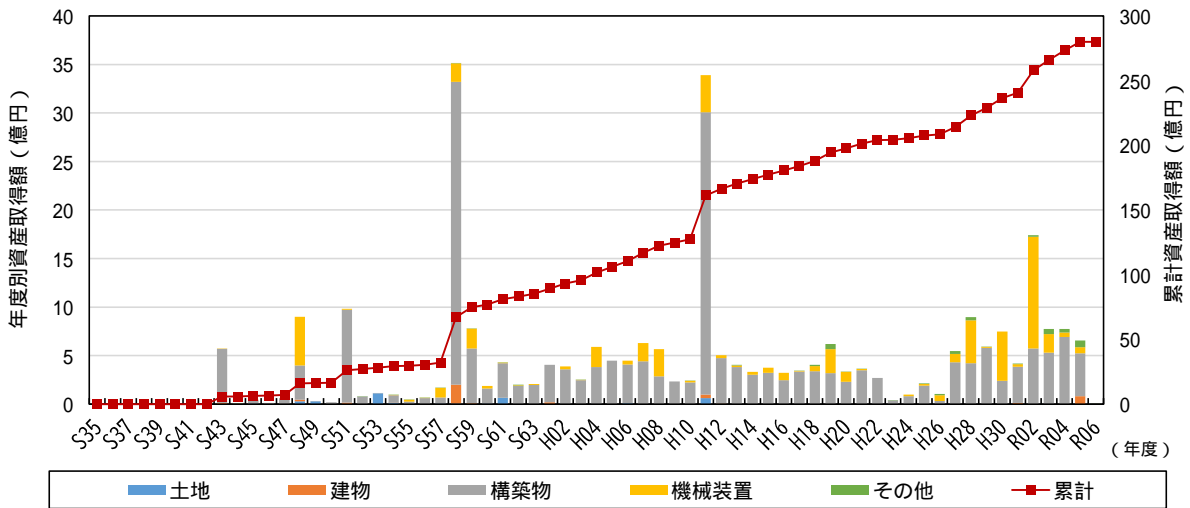


図 2-2 現有資産取得実績：現在価値換算（原町水道事業）

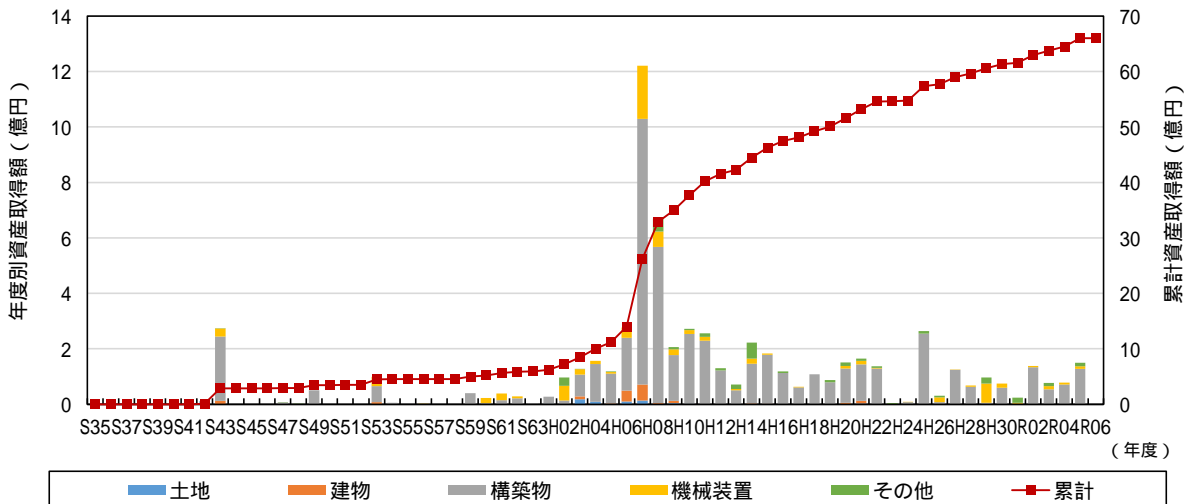


図 2-3 現有資産取得実績：現在価値換算（小高簡易水道事業）

物価上昇

水道事業運営においては、建設費や維持管理費などの経費が必要になりますが、近年は建設資材や労務費、電気代等のエネルギー価格が高騰し、物価上昇が顕著となっています。近年の物価推移の状況を図2-4、図2-5に示します。

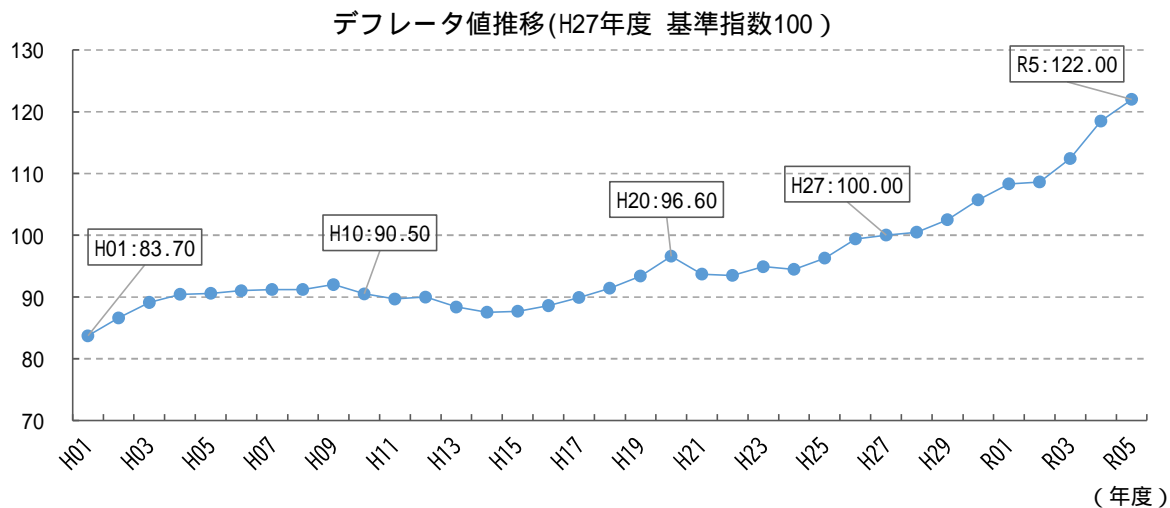


図 2-4 建設物価デフレーター値推移：H27 基準（出典：国土交通省）

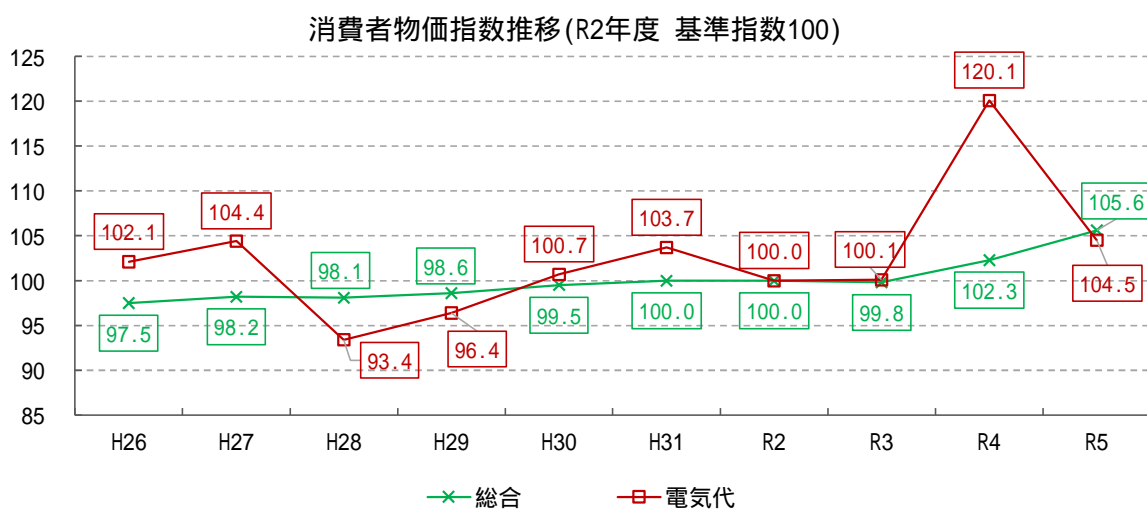


図 2-5 消費者物価指数推移：R2 基準（出典：総務省）

第3章 経営状況

1 経営比較分析表を使った現状分析

経営比較分析表とは、複数の指標に基づき各地方公営企業を比較・分析し、経営の状況や課題を整理するもので、経営戦略の策定においては、この指標の活用が推奨されています。

ここでは、それらの指標のうち、経営の健全性や効率性を判断するための以下の指標により、本市の水道事業の経営状況について現状分析を行いました。

なお、全国平均及び類似団体平均並びに本市の値については、令和5年度の決算値としています。

今回用いる主な経営指標の概略を以下に示します。

(1) 経営指標による個別評価

経営の健全性・効率性に関する個別の評価指標の概要は以下のとおりです。

【経営の健全性・効率性に関する指標】

経常収支比率(%)	経常的な収益状況に関する指標 【大きい程望ましい】
累積欠損金比率(%)	累積の欠損金状況に関する指標 【小さい程望ましい】
流動比率(%)	債務支払能力に関する指標 【大きい程望ましい】
企業債残高対給水収益比率(%)	企業債残高の規模に関する指標 【小さい程望ましい】
料金回収率(%)	経費に対しての料金水準に関する指標 【大きい程望ましい】
給水原価(円)	1 m ³ あたりの原価に関する指標 【小さい程望ましい】
施設利用率(%)	施設利用状況に関する指標 【大きい程望ましい】
有収率(%)	水道水の収益性に関する指標 【大きい程望ましい】

経常収支比率（経常損益：大きい程望ましい）

給水収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しています。現在に至るまで100%を超えており黒字経営となっています。しかし、毎年度数値が減少傾向で推移しており、このままの推移でいくと100%を下回ることも懸念されるため、注意が必要な状況です。

累積欠損金比率（累積欠損：小さい程望ましい）

営業収益に対する累積欠損（複数年にわたって累積した損失）の状況を表す指標であり、0%であることが求められます。当該数値は、0%であることから、引き続き損失発生（赤字発生）させないよう努めていく必要があります。

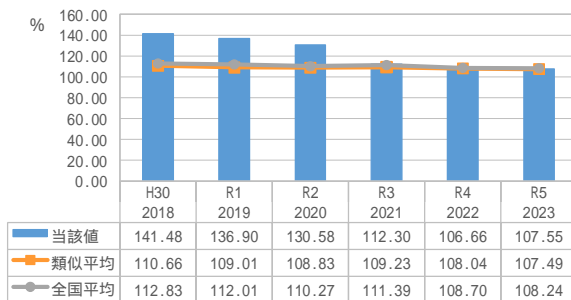


図 3-1 経常収支比率

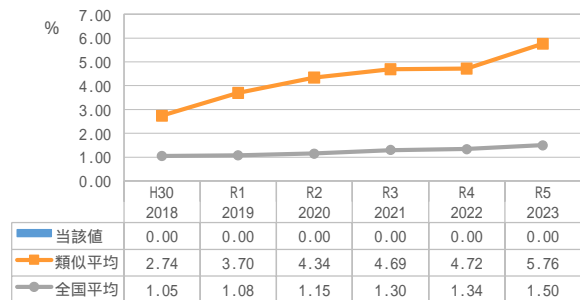


図 3-2 累積欠損金比率

流動比率（債務支払能力：大きい程望ましい）

短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があるかを示しており、100%以上であることが必要です。類似団体平均や全国平均と比べても高い支払能力を有している状況です。

企業債残高対給水収益比率（企業債残高規模：小さい程望ましい）

給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を示す指標です。現状では類似団体平均や全国平均と比べても企業債残高規模は小さい傾向にありますが、今後企業債借入を行う場合においては、どの程度の水準で管理するか見極めていく必要があります。

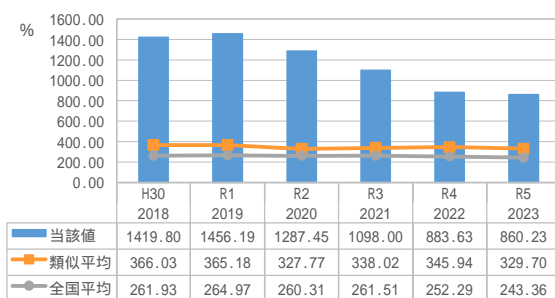


図 3-3 流動比率

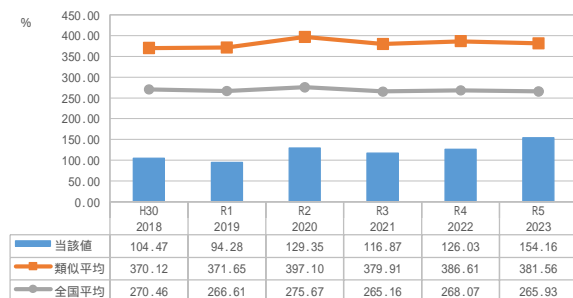


図 3-4 企業債残高対給水収益比率

料金回収率（料金水準の適切性：大きい程望ましい）

給水に係る費用がどの程度給水収益で賄われているかを表す指標であり、数値が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益で賄われておらず、原価割れの状況となります。当該数値は令和 4 年度から 100%を下回っているため、経費削減や適正な料金水準への早期見直しが必要な状況と言えます。

給水原価（費用の効率性：小さい程望ましい）

有収水量 1 m³あたりについて、どれだけの原価がかかっているかを表す指標です。類似団体平均及び全国平均に比べ原価がかかっている状況にあります。要因は、更新期を迎えた施設投資による減価償却費の増加や収入源となる有収水量の減少などがあげられるため、料金水準と共にバランスをとっていく必要があります。

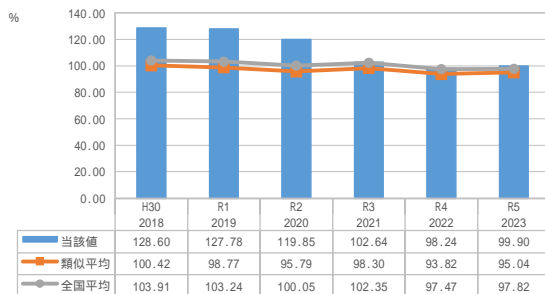


図 3-5 料金回収率

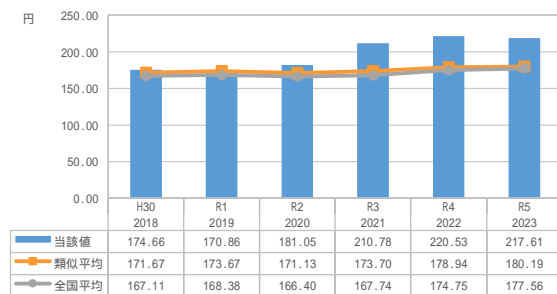


図 3-6 給水原価

施設利用率（施設の効率性：大きい程望ましい）

一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。当該値については、通常時において近年では 6 割程度の能力が利用されており、類似団体平均や全国平均と同等水準です。

有収率（供給した水の収益性：大きい程望ましい）

作り出した水が収益にどの程度つながっているかを判断する指標であり、数値が低い場合は漏水等が多いことを表します。類似団体平均や全国平均とほぼ同等の水準であり、今後も経年管の更新や漏水防止対策を継続していく必要があります。



図 3-7 施設利用率

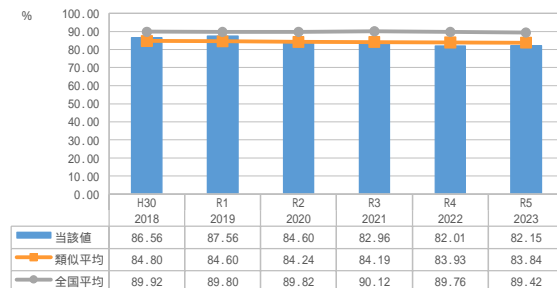


図 3-8 有収率

(2) 経営指標による総合評価

各指標について、本市における平成30年度と最新実績である令和5年度の経年変化の傾向と、類似団体平均(公表令和4年度値)との事業体間比較結果を表3-1及び図3-9に示します。

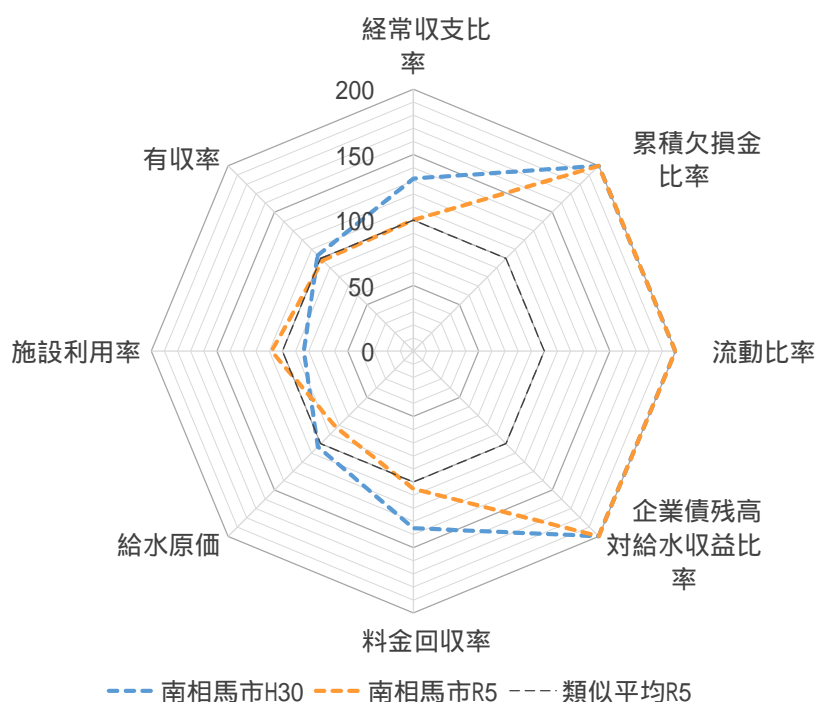
債務支払能力を示す流動比率や、企業債残高規模を示す企業債残高対給水収益比率が類似団体平均よりも良好な数値を示しており、直ちに資金不足や債務超過を起こす状況ではないと判断されます。

しかし、経営成績を示す経常収支比率が低下傾向にあり、赤字経営ではないものの、注意が必要な状況です。これは、給水原価の上昇により、料金回収率が100%を下回り、原価を料金で賄えていない状況となっていることが要因と言えます。

表3-1 経営比較分析指標比較

	項目	南相馬市H30	南相馬市R5	経年傾向	類似平均R5	類似比較
経営の健全性 ・効率性	経常収支比率	141.48	107.55	↓	107.49	↑
	累積欠損金比率 欠損金がないため数値なし	0.00	0.00	-	5.76	↑
	流動比率	1,419.80	860.23	↓	329.70	↑
	企業債残高対給水収益比率	104.47	154.16	↓	381.56	↑
	料金回収率	128.60	99.90	↓	95.04	↑
	給水原価	174.66	217.61	↓	180.19	↓
	施設利用率	49.49	64.18	↑	59.26	↑
	有収率	86.56	82.15	↓	83.84	↓

着色した指標は特に注意が必要な状態



2 料金収入の状況

年間料金収入は、平成 29 年度からの 6 年間で原町水道事業が約 10.7%減少、小高簡易水道事業では約 112.8%増加していますが、これは令和 2 年度に小高北部・小高西部簡易水道を統合したことが要因としてあげられ、統合後は微減傾向で推移しています。全体では約 6.9%減少しており、原町水道事業における平成 30 年の料金値下げや、有収水量の減少が全体の料金収入減少に繋がっていると言えます。表 3-2、図 3-10 に年間料金収入の実績推移を示します。

表 3-2 料金収入の実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
年間料金収入 (単位：千円)	原町	935,613	900,372	887,411	891,825	862,330	848,545	835,683
	小高	29,177	35,766	38,818	62,260	61,338	62,147	62,076
	全体	964,790	936,138	926,229	954,085	923,668	910,692	897,759

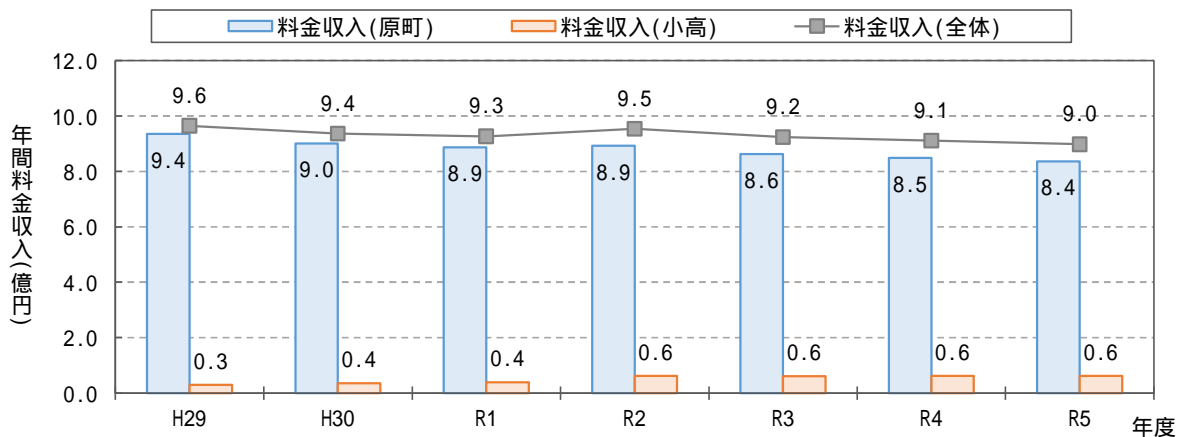


図 3-10 料金収入の実績

3 企業債の状況

過去の企業債借入に伴う企業債償還状況は、令和 5 年度において原町水道事業で年間約 0.7 億円、小高簡易水道事業で年間約 1.1 億円の支出を行っています。

近年は、建設改良費の増加に伴い原町水道事業においても借入を行っているため、企業債残高も増加傾向にあります。小高簡易水道事業の令和 2 年度の企業債残高増加は、小高北部・小高西部簡易水道事業統合の影響によるものです。

給水収益に対する企業債残高規模を示す企業債残高対給水収益比率は、小高簡易水道事業では年間給水収益の 7 倍以上（約 737.28%）の負債を抱えているため、借金への依存度が高い状況にあります。年々その依存度は減少している傾向にあります。表 3-3 に企業債の実績、図 3-11 に企業債残高、図 3-12 に給水収益に対する企業債残高規模を示します。

表 3-3 企業債の実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
企業債償還 (単位：千円)	原町	47,556	48,703	49,879	51,086	52,325	53,596	70,240
	小高	61,196	62,551	63,126	111,870	114,269	115,083	106,135
	全体	108,752	111,254	113,005	162,956	166,594	168,679	176,375
企業債借入 (単位：千円)	原町	0	0	0	0	0	230,100	397,700
	小高	0	12,900	5,300	5,600	8,200	13,800	25,400
	全体	0	12,900	5,300	5,600	8,200	243,900	423,100
企業債残高 (単位：千円)	原町	616,941	568,239	518,359	467,273	414,948	591,452	918,911
	小高	493,002	443,351	385,526	809,113	703,045	601,762	521,026
	全体	1,109,943	1,011,590	903,885	1,276,386	1,117,993	1,193,214	1,439,937
企業債残高対 給水収益比率 (単位：%)	原町	64.13	61.30	56.70	50.85	46.64	67.51	106.43
	小高	1,423.01	1,073.26	867.79	1,192.03	1,050.03	851.11	737.28
	全体	111.37	104.47	94.28	129.35	116.87	126.03	154.16

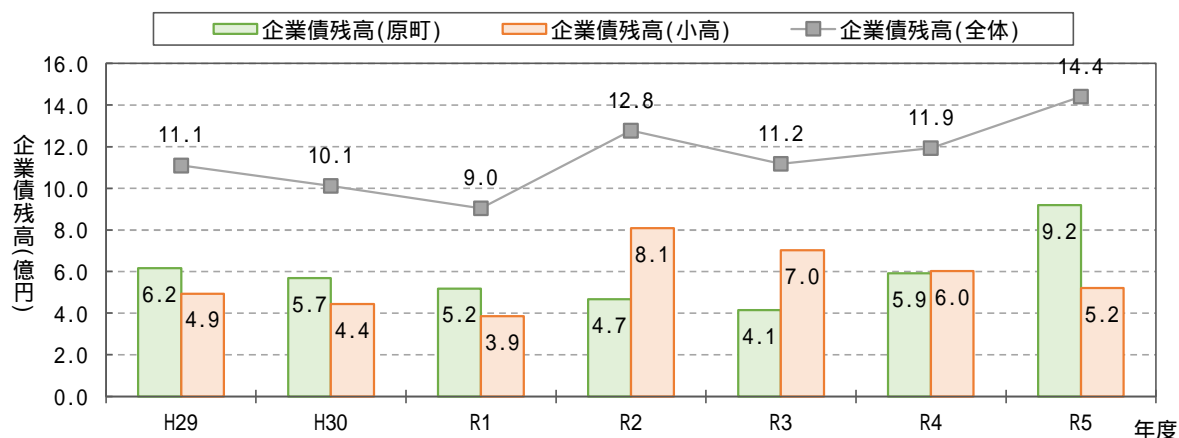


図 3-11 企業債残高の実績

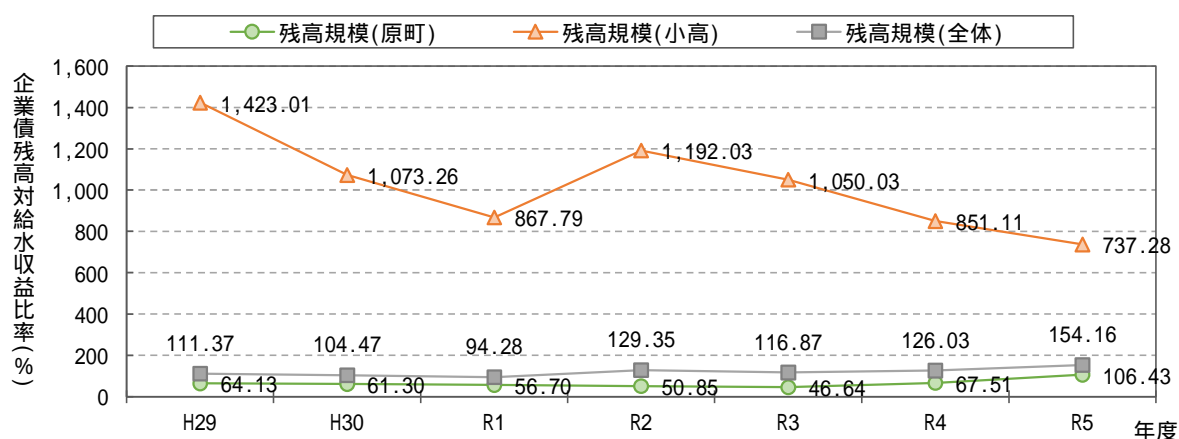


図 3-12 企業債残高対給水収益比率(残高規模)の実績

4 一般会計繰入金の状況

地方公営企業である水道事業においては、「独立採算性の原則（地方公営企業法第17条の2第2項）」が適用されており、税金によらず水道料金収入などによつての運営が基本とされています。しかし、「経費負担の原則（地方公営企業法第17条の2）」として、その性質上経営に伴う収入をもって充てることが困難な経費については税金（一般会計繰入金）で賄うこととなっており、その内容については、毎年度総務省から「地方公営企業繰出金について（以下、繰出基準）」が通知されています。

一般的に上記の繰出基準に基づく繰入金を「基準内繰入金」、基づかない繰入金を「基準外繰入金」と呼び、単に収支を調整するための基準外繰入金は原則解消することが求められます。本市水道事業における一般会計繰入金の状況を表3-4、図3-13に示します。

表3-4 一般会計繰入金の実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
繰入金 (単位：千円)	基準内	82,287	76,515	59,479	112,821	111,529	94,070	72,551
	基準外	84,067	43,931	11,957	165,257	73,728	49,961	178,033
	総額	166,354	120,446	71,436	278,078	185,257	144,031	250,584

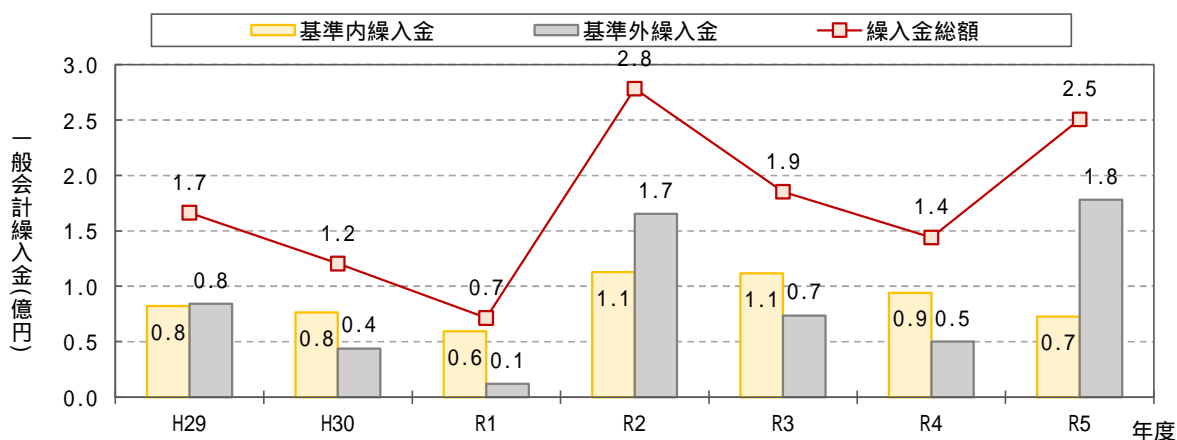


図3-13 一般会計繰入金の実績

主な一般会計繰入金の内容は以下のとおりです。

【基準内繰入金】

- ・高料金対策に要する経費
- ・簡易水道の建設改良費に要する経費
- ・児童手当に要する経費

【基準外繰入金】

- ・消火栓設置費
- ・災害復旧費

5 原子力損害賠償金の受入状況

本市の水道事業においては、平成23年3月の東日本大震災における東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償金を、特別利益として受入れてきました。

特に、小高簡易水道事業に関しては、ピーク時の平成29年度における損害賠償金の受入れが約1.3億円、収益的収入に占める割合も50%を上回っておりました。現在は、約0.4億円となっておりますが、収入に占める割合は約19%と低くありません。

しかし、今後は受入れの見通しも不確定であることから、損害賠償金によらない経営状況の確立が必要と言えます。近年の原子力損害賠償金の受入実績を表3-5、図3-14に示します。

表3-5 原子力損害賠償金受入の実績

項目/年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
損害賠償金 (単位：千円)	原町	66,669	24,389	10,649	1,115	1,120	1,354	1,410
	小高	129,718	1,350	402	52,320	45,374	43,525	40,671
	全体	196,387	25,739	11,051	53,435	46,494	44,879	42,081
収益的収入 (単位：千円)	原町	1,496,122	1,390,848	1,346,645	1,346,103	1,137,777	1,073,272	1,057,891
	小高	249,660	132,878	113,883	239,578	224,247	218,653	215,016
	全体	1,745,782	1,523,726	1,460,528	1,585,681	1,362,024	1,291,925	1,272,907
収入に対する 損害賠償金割合 (単位：%)	原町	4.46	1.75	0.79	0.08	0.10	0.13	0.13
	小高	51.96	1.02	0.35	21.84	20.23	19.91	18.92
	全体	11.25	1.69	0.76	3.37	3.41	3.47	3.31

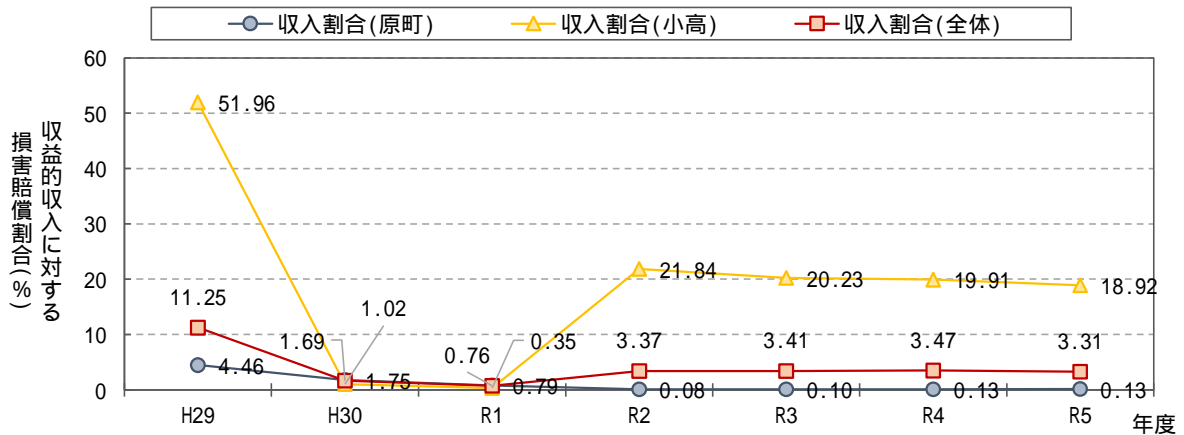


図3-14 損害賠償金割合の実績

6 経営状況【要旨】

経営状況

現状では黒字経営を維持していますが、経営成績を表す評価指標である経常収支比率は平成30年度から5年間で30%以上低下しており、急激に収益性が低下している傾向にあります。

有収水量の減少、維持管理費等の増加による影響により、1 m³あたりの給水に係る原価が上昇し、料金水準の適切性を表す経営指標である料金回収率は100%を下回っており、原価割れの状態となっています。

会計全体での債務支払能力や企業債残高規模は、類似団体平均と比べても良好な数値であると言えます。現状では事業を行う際の借入比率は低い状況にあります。

会計全体に与える影響は、原町水道事業によるところが大きく、小高簡易水道事業による影響は小さいものの、経営状況を個別に見ると、負債規模や賠償金依存度の観点から良好とは言い難い状況です。

第4章 将来の事業環境予測

1 行政区域内人口及び給水人口の予測

将来の行政区域内人口及び給水人口の予測は、「南相馬市第三次総合計画（令和4年12月策定）」での将来人口展望を踏まえた見通しとしています。第三次総合計画での人口推計は、これまでの取組の成果が維持された場合の「ベース推計人口」と、異なる取組による効果が達成された場合の「政策効果人口」の2種類の推計が行われています。

本経営戦略における行政区域内人口の推計にあたっては、令和5年度決算における行政区域内人口56,248人をベースとして「政策効果人口」の減少数を採用することとします。

本経営戦略における行政区域内人口の予測は、第三次総合計画における令和5年度予測人口（57,676人）と令和5年度時点の実績人口（56,248人）の差（1,428人）を補正し、その後の推移は総合計画において予測されている予測推移を採用し、本経営戦略の計画最終年度である令和16年度時点で50,976人として設定しました。

給水人口に関しては、令和5年度時点で給水区域内人口に対する給水普及率は約91.9%となっており、今後も同程度の普及率が継続するものと仮定し、令和16年度時点の給水人口予測値を36,257人と設定しました。

図4-1に行政区域内人口及び給水人口の推移予測を示します。また、表4-1に事業別の内訳を示します。

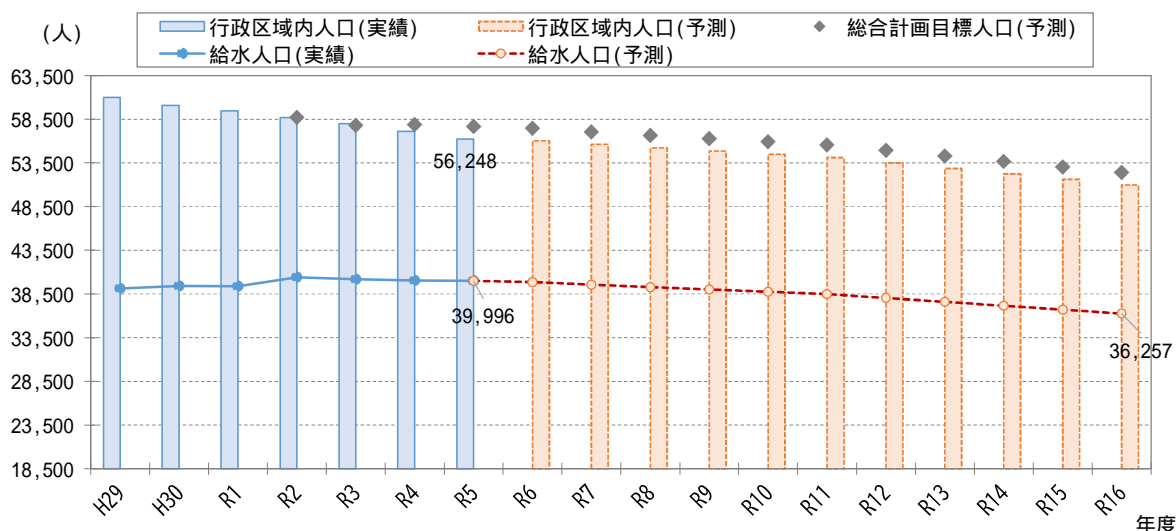


図4-1 行政区域内人口及び給水人口の推移予測

表 4-1 行政区域内人口及び給水人口の推移予測

項目/年度	H29(実績)	H30(実績)	R1(実績)	R2(実績)	R3(実績)	R4(実績)	備考
総合計画目標人口(人)				58,703	57,797	57,889	
行政区域内人口(人)	60,980	60,077	59,460	58,703	58,004	57,109	
給水区域内人口(人)	原町	41,035	40,949	40,899	40,831	40,545	40,324
	小高	1,396	1,791	1,803	3,378	3,287	3,305
	全体	42,431	42,740	42,702	44,209	43,832	43,629
給水人口(人)	原町	37,989	37,957	37,923	37,899	37,678	37,517
	小高	1,118	1,436	1,465	2,519	2,500	2,518
	全体	39,107	39,393	39,388	40,418	40,178	40,035

項目/年度	R5(実績)	R6	R7	R8	R9	R10	備考	
総合計画目標人口(人)	57,676	57,462	57,055	56,648	56,280	55,912		
行政区域内人口(人)	56,248	56,034	55,627	55,220	54,852	54,484	R6 - 推計値	
給水区域内人口(人)	原町	40,233	40,081	39,790	39,499	39,236	38,972	人口構成比率 71.53%(R5実績)
	小高	3,298	3,284	3,260	3,236	3,214	3,193	人口構成比率 5.86%(R5実績)
	全体	43,531	43,365	43,050	42,735	42,450	42,165	人口構成比率 77.40%(R5実績)
給水人口(人)	原町	37,485	37,355	37,084	36,813	36,568	36,322	給水普及率 93.2%(R5実績)
	小高	2,511	2,499	2,481	2,463	2,446	2,430	給水普及率 76.1%(R5実績)
	全体	39,996	39,854	39,565	39,276	39,014	38,752	給水普及率 91.9%(R5実績)

項目/年度	R11	R12	R13	R14	R15	R16	備考	
総合計画目標人口(人)	55,542	54,917	54,290	53,662	53,033	52,404		
行政区域内人口(人)	54,114	53,489	52,862	52,234	51,605	50,976	R6 - 推計値	
給水区域内人口(人)	原町	38,708	38,261	37,812	37,363	36,913	36,463	人口構成比率 71.53%(R5実績)
	小高	3,171	3,134	3,098	3,061	3,024	2,987	人口構成比率 5.86%(R5実績)
	全体	41,879	41,395	40,910	40,424	39,937	39,450	人口構成比率 77.40%(R5実績)
給水人口(人)	原町	36,076	35,659	35,241	34,822	34,403	33,984	給水普及率 93.2%(R5実績)
	小高	2,413	2,385	2,358	2,329	2,301	2,273	給水普及率 76.1%(R5実績)
	全体	38,489	38,044	37,599	37,151	36,704	36,257	給水普及率 91.9%(R5実績)

【設定概要】

- 行政区域内人口の予測値に R5 年度の給水区域内人口構成比率を乗じて各事業の給水区域内人口を設定。

(将来給水区域内人口 = 将来行政区域内人口 × R5 年度給水区域内人口構成比率)

- 給水区域内人口に R5 年度の給水普及率を乗じて各事業の給水人口を設定。

(給水人口 = 将来給水区域内人口 × R5 年度給水普及率)

2 有収水量の予測

給水人口の予測を踏まえ、有収水量の予測も行いました。原町水道事業、小高簡易水道事業に分けて各有収水量を算出し、合算した値を会計全体の有収水量としています。

推計には、「水道施設設計指針 2012 日本水道協会」で推奨される手法である時系列傾向分析（トレンド推計）を用いて生活用水量を推計、業務営業用などの産業用は実績を考慮して推計し、将来の有収水量の予測を行いました。試算の結果、計画最終年度である令和 16 年度には、令和 5 年度と比較して全体で約 878 m³/日（約 7.5%）減少する見通しとなっています（図 4-2）。

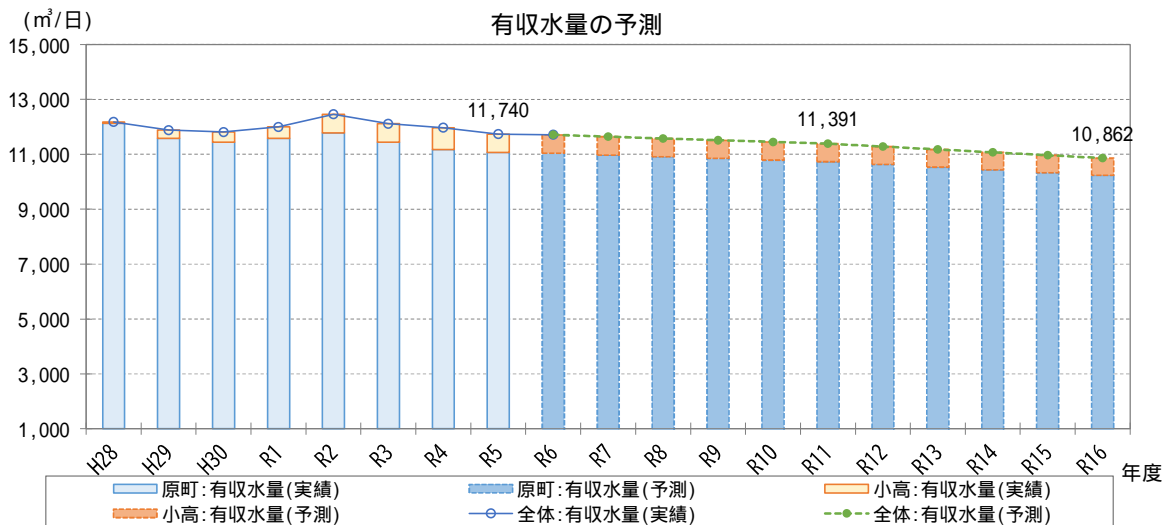


図 4-2 有収水量の予測

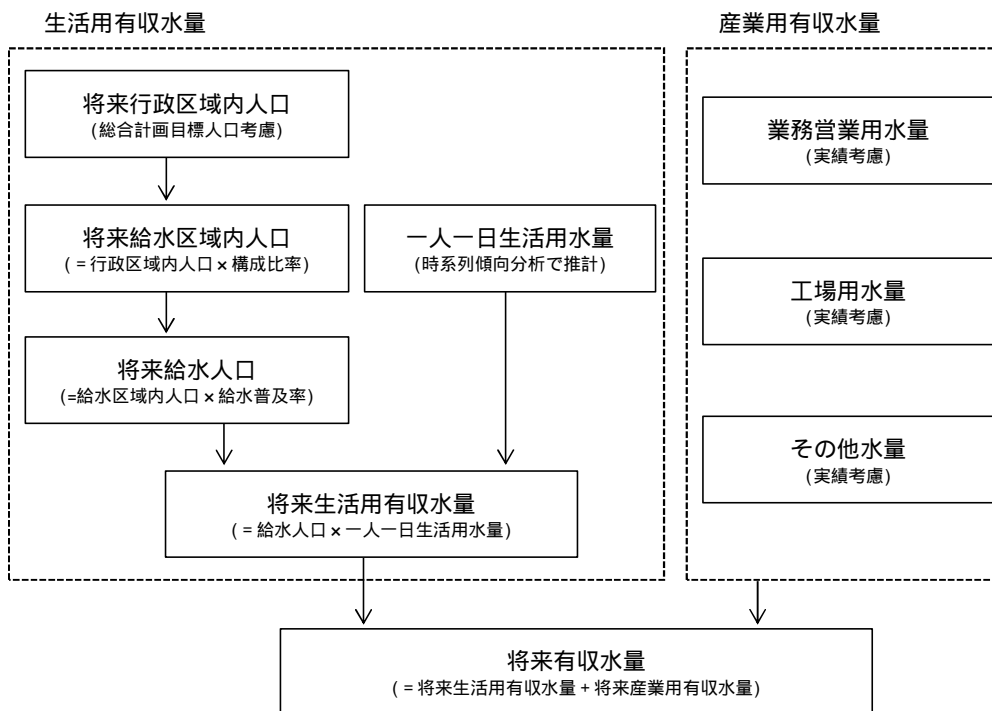


図 4-3 有収水量算出フロー

3 料金収入の見通し

年間の料金収入は、年間有収水量に有収水量 1 m³あたりの料金収入を示す「供給単価(円 / m³)」を乗じることで試算することができます。

この料金収入の見通しの把握では、将来においても現行の料金水準が続くと仮定し、令和 5 年度の供給単価(実績)を用いて試算しています。

試算の結果、年間料金収入については、令和 5 年度と令和 16 年度を比較(図 4-4)すると、原町水道事業で約 65 百万円(約 7.8%)減少、小高簡易水道事業で約 5 百万円(約 8.1%)減少、全体では約 70 百万円(約 7.8%)減少が予想されており、給水人口の減少に伴う有収水量の減少と同様の推移を示しています。

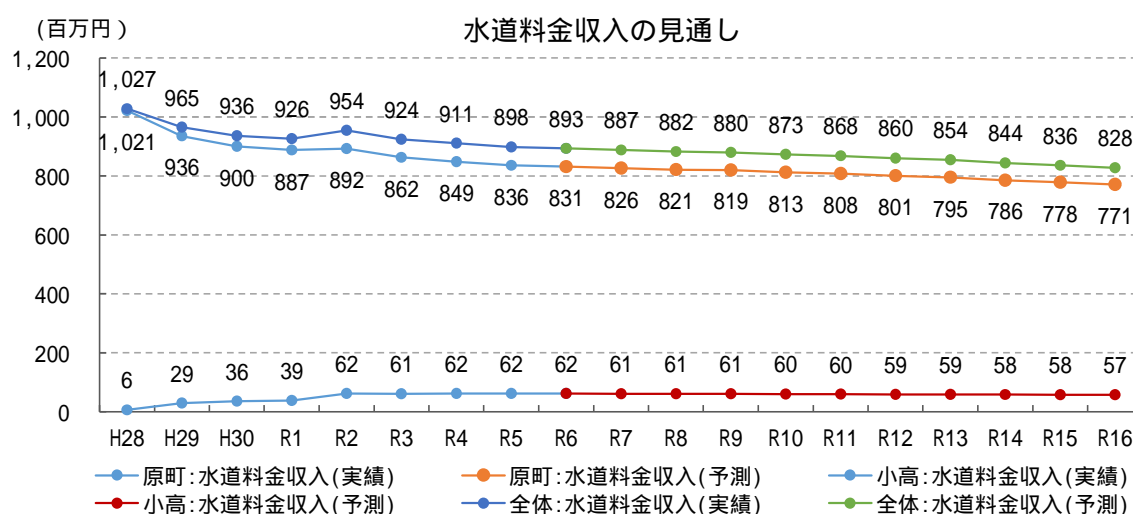


図 4-4 料金収入の予測

4 施設の見通し

(1) 施設の健全性

本市の水道事業の固定資産台帳から資産の経年化状況を整理した結果を図 4-5、図 4-6 に示します。水道施設における代表的な法定耐用年数は、配水池などの土木構造物が 60 年、管路が 40 年、ポンプや通信機器などの機械電気設備が 10 年から 20 年程度とされています。

既に耐用年数を超過している資産の割合が原町水道事業で 38.8%、小高簡易水道事業で 45.1%となっており、仮に何も更新を行わなかった場合には、計画最終年度の令和 16 年度において、両事業共に半分以上の保有資産が耐用年数を超過する見通しとなっています。

法定耐用年数は会計上の数値であり、必ずしも施設の更新時期とイコールであるとは言えませんが、水道施設の健全性を評価する指標とした場合においては、将来の施設の健全性に不安を残す状況であると言えます。

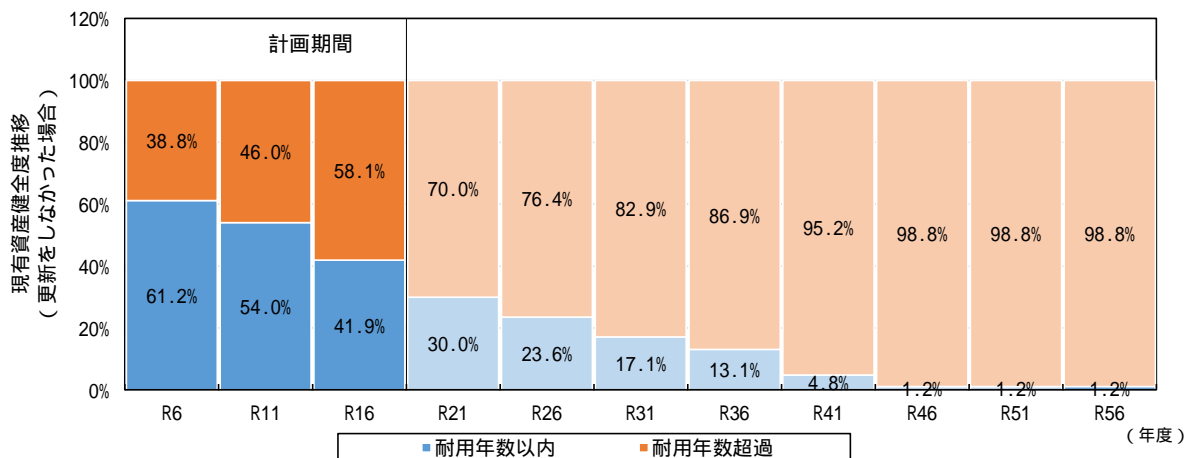


図 4-5 健全度推移（原町水道事業）

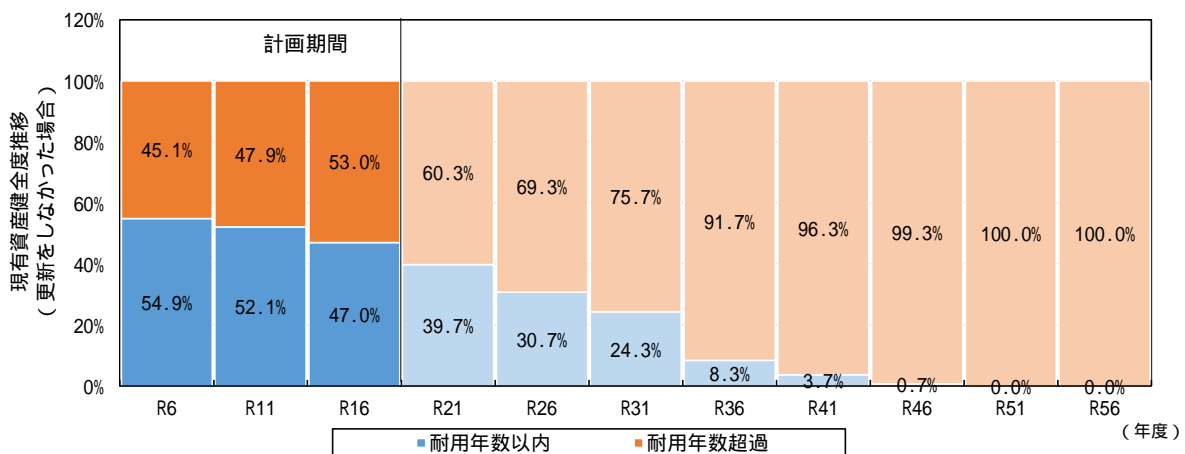


図 4-6 健全度推移（小高簡易水道事業）

出典：固定資産台帳情報を基に作成

(2) 施設の更新需要

固定資産台帳を基に簡易的に将来の更新需要見通しの把握を行いました。仮に水道施設の代表的な耐用年数である40年周期で全ての資産を更新する場合、令和7年度から令和46年度までの40年間の平均必要投資額は、原町水道事業で年間約9.1億円、小高簡易水道事業で年間約1.9億円であると試算されました。

過年度に策定したアセットマネジメント計画においては、原町水道事業では、部材の特性や施設の重要度等を踏まえ、法定耐用年数の約1.5倍の更新周期に相当する年間約8.0億円の投資シナリオが推奨されており、優先順位を踏まえた投資を行う予定です。

また、小高簡易水道事業においては、平成29年度から令和5年度までの実績の投資額が、年間の平均で約0.8億円であり、法定耐用年数の約2.5倍に相当する100年周期に相当します。今後は更新のペースアップも検討する必要性があると言えます。

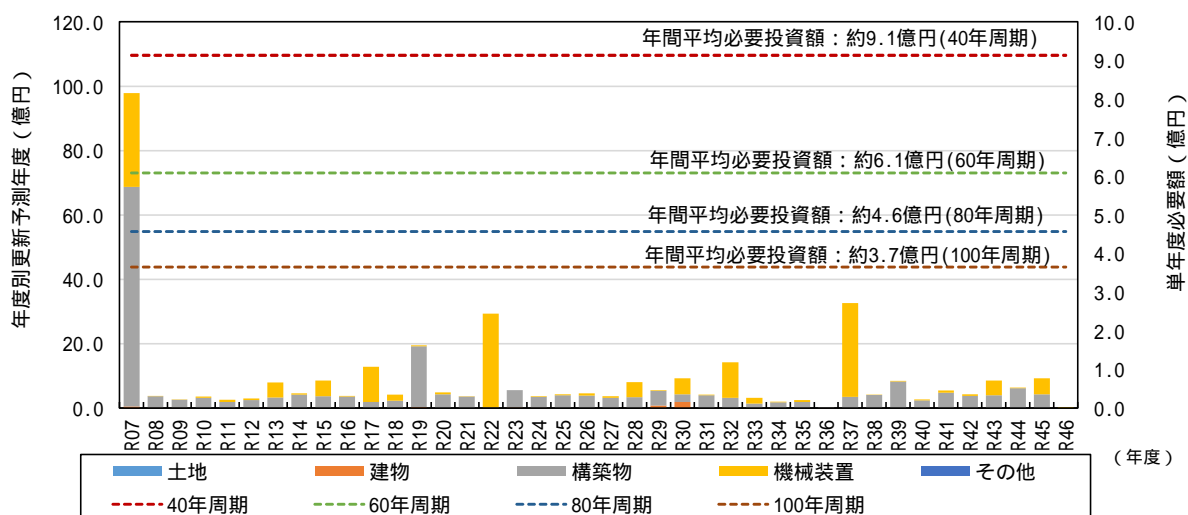


図 4-7 簡易的更新サイクル予測（原町水道事業）

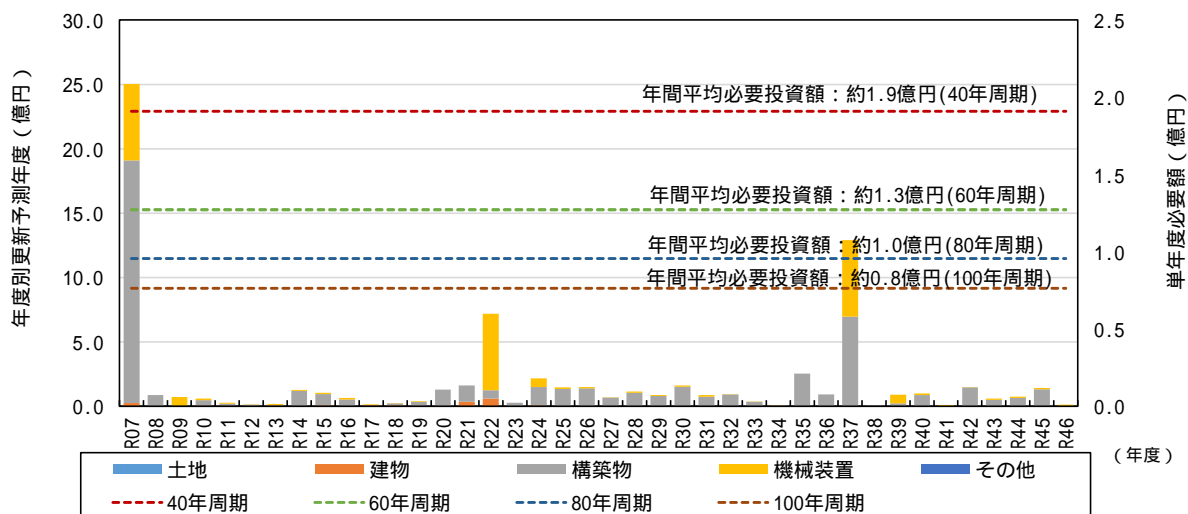


図 4-8 簡易的更新サイクル予測（小高簡易水道事業）

出典：固定資産台帳情報を基に作成

5 組織の見通し

本市では、水道事業に従事する技術系職員の確保が年々困難となっており、技術の継承や、今後更新需要の増大が予測される中で、増加する業務量に対応できるかが課題として挙げられます。

6 将来の事業環境【要旨】

将来の事業課題

人口の減少に伴って、有収水量が年々減少していく見通しであり、それに伴って現行の料金水準では、水道料金収入が減少していく予想となっています。

これまで、特別利益として原子力損害賠償金の受入れを行ってきましたが、今後も継続して損害賠償金の受入れを見込むことは難しい状況です。

原町水道事業及び小高簡易水道事業の多くの保有資産が耐用年数を迎える時期であり、今後更新需要のピークが到来し、必要投資額が増大する見通しです。

更新需要の増大や修繕等が増加することが予想される中で、現状の水道事業に従事する職員数で増加する業務量に対応できるか不安が残ります。

第5章 経営の基本方針

1 経営課題の整理

人口の減少に伴って、有収水量が年々減少していく見通しとなっており、それに伴って現行の料金水準では、水道料金収入が減少していく予想となっています。

現状では黒字経営は維持していますが、経営成績を表す評価指標である経常収支比率は平成30年度からの5年間で30%以上低下しており、急激に収益性が低下している傾向にあります。

有収水量の減少や維持管理費等の増加による影響により、1 m³あたりの給水に係る原価が上昇し、料金水準の適切性を表す経営指標である料金回収率は令和4年度、令和5年度と100%を下回っており、原価割れの状態となっています。

これまで多くの原子力損害賠償金の受入れを特別利益として行ってきましたが、今後今以上の増額は見込めない状況と言えます。

原町水道事業及び小高簡易水道事業の多くの保有資産が耐用年数を迎える時期であり、今後更新需要のピークが到来し、必要投資額が増大する見通しです。

更新需要の増大や修繕等が増加することが予想される中で、現状の水道事業に従事する職員数で増加する業務量に対応できるか不安が残ります。

2 南相馬市第三次総合計画と現行の事業計画との関係

本市の水道事業では、南相馬市第三次総合計画前期基本計画に定める「政策の柱 5：都市基盤・環境・防災 - 基本施策 11：都市基盤」のうち、「水道の整備」を重点施策として掲げています。

安全・安心かつ安定した水道水の供給に努めるため、行政経営方針の視点に基づき、下記の重点目標に取り組んでいます。

- 老朽化した水道施設の更新及び耐震化
- 配水管の新設
- 未給水区域の飲用井戸等整備への支援

本経営戦略は、本市水道事業の経営課題に対応していくとともに、これらの取り組みによる「南相馬市第三次総合計画の着実な推進」と、「南相馬市水道ビジョン」及び「経営戦略」に基づく計画的かつ効率的財政運営や事業経営による「将来に向けた行財政運営の健全化」を実現していきます。

3 基本方針

本市の水道事業が抱える経営課題や南相馬市第三次総合計画に掲げるまちづくりの基本姿勢を踏まえ、南相馬市水道ビジョンで描く「安全」、「強靱」、「持続」をテーマとした水道の理想像に向け各種実現方策を展開していきます。

特に本経営戦略は、「持続」的観点における「環境変化に的確に対応し、健全かつ安定した事業運営が可能な水道」を目指す上での財政状況の裏付けを示すものとなります。

水道の理想像

・南相馬市の水道事業は、人口減少による事業の非効率化や施設の老朽化の進展など、水道を取り巻く環境の変化に的確に対応しつつ、清浄にして豊富低廉な水の供給を図る水道を実現するため、「安全」、「強靱」、「持続」に関する50年後、100年後の水道の具体的な理想像を以下に設定します。

安全

安全で清浄かつおいしい水を供給しつづける水道

・市民の不安解消を図るため、水道水等放射性物質モニタリング事業を継続実施するとともに、水源から給水栓に至る各段階における水質保持の徹底を図るための「水安全計画」により、安全で清浄かつおいしい水を供給しつづけます。

強靱

自然災害に対し、ハード・ソフト両面で強い水道

・老朽化施設の計画的な更新により、施設の健全度を保つとともに、「水道事業耐震化計画」を策定し基幹施設の耐震化を進め、更には、広域化や原町区、小高区、鹿島区の連絡管整備の検討を進め、自然災害等における被害を最小限にとどめる強い水道を構築します。
・令和元年東日本台風の風水害では、原町区の水道管流出、鹿島区の企業団の水源水没、水道管破損により断水被害を受けたことから、「水道事業危機管理マニュアル」、「応急復旧計画」を策定し、水道施設が被災した場合であっても、飲料水や生活用水の供給、復旧作業が迅速にできるしなやかな水道を構築します。

持続

環境変化に的確に対応し、健全かつ安定した事業運営が可能な水道

・今後見込まれている給水人口や給水量が減少する状況においても、料金収入により健全かつ安定的な事業運営を行うとともに、安全な水道水を安定的に供給します。
・また、水需要の変化に見合った水道施設の規模検討や統廃合の検討、水道事業の広域連携や民間の資金・技術力の活用による運営形態の検討を進め、水道サービスの持続を図ります。

図 5-1 水道の理想像（出典：水道ビジョン一部加工）

表 5-1 目標と実現方策（出典：水道ビジョン一部加工）

分類	理想像	目標	実現方策
安全	安全で清浄かつおいしい水を供給しつづける水道	水源汚染リスクに対応した管理措置を確立する。	・水安全計画の策定
		ジクロロ酢酸とトリクロロ酢酸濃度を水質基準値の10%以下とする。	・塩素注入率の低減
		鉛製給水管率を低減する。	・公道部の鉛製給水管更新の推進
強靱	自然災害に対し、ハード・ソフト両面で強い水道	老朽管更新率の向上を目指す。	・アセットマネジメントによる更新計画を実行
		浄水場・配水池・ポンプ場の耐震化率向上を目指す。	・耐震診断の実施 ・耐震化計画の策定 ・アセットマネジメントによる更新計画を実行(再掲)
		基幹管路の耐震化率の向上を目指す。	・耐震診断の実施(再掲) ・耐震化計画の策定(再掲) ・アセットマネジメントによる更新計画を実行(再掲) ・危機管理マニュアルの策定 ・応急復旧計画の策定
		災害時の緊急資材の提供、給水活動支援について計画を策定する。	・強靱化に資する広域連携 ・地域水道ネットワークの形成 ・相互支援の方策を検討
持続	環境変化に的確に対応し、健全かつ安定した事業運営が可能な水道	施設の利用率向上を目指す。	・施設のダウンサイジングの実施 ・施設更新時のスペックダウンの実施
		漏水量を低減する。	・老朽配水管更新の推進
		給水普及率の向上を目指す。	・給水区域内の未加入世帯への加入推進活動を実施
		電力消費量の低減を目指す。	・省エネルギー機器への更新
		法定耐用年数超過設備率を低減する。 老朽管更新率の向上を目指す。(再掲)	・アセットマネジメントによる更新計画を実行(再掲)
		給水普及率の向上を目指す。(再掲)	・給水区域内の未加入世帯への加入推進活動を実施(再掲)
		費用の削減を目指す。	・広域連携の検討
		給水普及率の向上を目指す。(再掲)	・給水区域内の未加入世帯への加入推進活動を実施(再掲)
施設の利用率向上を目指す。(再掲)	・施設のダウンサイジングの実施(再掲) ・施設更新時のスペックダウンの実施(再掲)		
費用の削減を目指す。(再掲)	・広域連携の検討(再掲) ・民間の資金・技術力の活用を検討		

4 経営健全化・効率化の取組

水道料金の適正化

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること(水道法第14条第2項第1号)とされています。また、料金は3年から5年ごとの見直しを行うこと(水道法施行規則第12条)とされています。

本市水道事業においては、近年急激に収益性が低下し、現時点において給水原価を供給単価で賄えていない状況であることから、本経営戦略での投資・財政計画の見直しを用いて、今後より具体的な検討及び実施に向けた取組を行います。

事業統合

本市では、原町水道事業と小高簡易水道事業の2事業を「南相馬市水道事業会計」として会計事務の統合を行い、業務効率化を図っていますが、更なる一体化による経営健全化・効率化を図るため、事業統合についても検討を行います。具体的な時期については事業形態の違いによる補助金や地方財政措置等の状況を踏まえながら、実情にあわせて検討を進めていきます。

広域化・共同化の検討

水道事業運営には多額の費用を要するため、施設の統廃合や広域化・共同化を推進し、経営の効率化と基盤強化を図ることとされています。

福島県が策定・公表した「福島県水道広域化推進プラン 令和5年3月」において、本市が属している相双・いわき圏域では、今以上の「施設の共同設置・共同利用(ハード連携)」については、地形的な特性等により効果が見込まれない結果が示されており、「管理の一体化(ソフト連携)」について取り組みやすい連携等、できることからひとつひとつ実現することが推奨されています。

広域化・共同化については、福島県浜通り地域の事業者を中心に情報共有を行い、連携の可能性について協議を進めていきます。

更なる民間活用の検討

現在でも各種計画策定や施設調査・設計などの個別委託や、メーター検針や窓口業務など、水道料金徴収等業務の包括委託による業務効率化を図っていますが、現在内閣府や国土交通省が推進するウォーターPPP(管理・更新一体マネジメント方式、コンセッション方式)についての可能性に関する調査など、更なる民間活用の検討を進めていきます。

第6章 投資・財政計画（収支計画）

前章までに整理した現状と課題や経営状況の分析、将来予測及び経営の基本方針を実現するための取組などを踏まえ、本市の水道事業における投資・財政計画（収支計画）を策定し、巻末に掲載します。

この章では、投資・財政計画（収支計画）策定にあたっての基本的な考え方を整理し、本経営戦略の計画期間内における収支状況についての見通しについて示します。

また、本市の水道事業における料金回収率や経常収支比率等の経営指標目標値についても示します。

1 水道事業会計の構造

水道事業は装置産業であり、初めに施設投資を行い、その後複数年度にわたって料金等により投資の回収を行うという会計構造になっています。

したがって、今後の投資費用を試算することが、投資・財政計画に必要となりますので、まず計画期間内の投資額を試算したのち、それに伴い発生する維持管理費等の費用を試算することとします。

なお、本市の水道事業が採用している公営企業会計の収支は、地方公営企業法により「収益的収支」と「資本的収支」の2つの収支で構成されています。

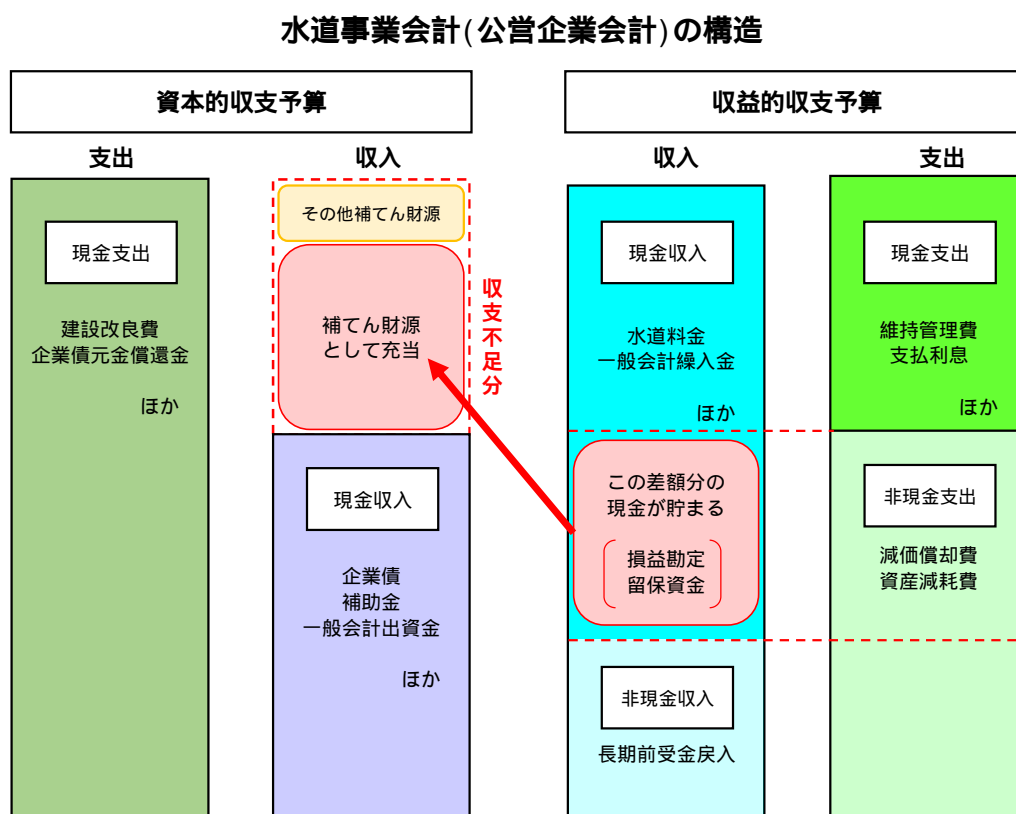


図 6-1 水道事業会計(公営企業会計)の構造